

徳川齊昭と伊達宗城(八)

——嘉永三年～安政元年の往復書翰——

河 内 八 郎

嘉永三(一八五〇)年の後半から、安政元(一八五四)年四月まで、五年間の、伊達宗城と徳川齊昭との往復書翰である。嘉永二年三月十三日、水戸藩主徳川慶篤の三連枝(高松・守山・常陸府中三藩主)後見体制の解除と、齊昭の復権、そしてその後の、水戸藩内の対立の深化については、前号で触れた。藩主慶篤は齊昭長男、天保三(一八三二)年生れであるから、弘化元(一八四四)年五月の齊昭致仕、襲封のとき一三歳、そして嘉永二年の三連枝後見解除のとき一七歳である。「なお幼少である」ことを理由に、齊昭の藩政参与が復活していくのであるが、藩内の対立と混乱は、何回かの折目を見せながらも、延々と続いていく。嘉永年間の状況について、とくに見てみるならば、例えば、齊昭が阿部正弘以下五名の老中に申立てた書状(『新伊勢物語 五』、『茨城県史料 幕末編I』二二三頁)で、「兼而御承知之通り、蔵人(興津良恭、藩用達)・藤一郎(内藤業昌、若年寄)等之儀ハ、一体陰險倭邪の人物ニ候間、ケ条之有無を不論、政府へハ差置兼候者ニ有之」とあるように、興津・内藤らの排除を、具体的に考え、その処置の支援を幕閣に対して求め続けている。この「二奸外転」問題は、嘉永六年まで続く「新伊勢物語」の、とくに、嘉永二～五年の中心な内容になっている。そして水戸と江戸の藩重職の再編等は、少しずつ進められていく。

しかし一方、嘉永五年十一月、斉昭は將軍家慶によって江戸城登城を命ぜられる。以後、海防問題は急迫を告げ、ついに嘉永六年六月三日、米国使節ペリー C. M. C. Perry の軍艦四隻の浦賀来航を迎える。斉昭の活動は、その後から、もっぱら、米国国書の処置という具体的な問題に向けられ、七月三日、幕府の海防参与に任ぜられ、老中阿部正弘に対して、大きな責任を負わされる。

その間、福井藩主松平慶永をはじめ、慶見島藩内の紛争を経て、ようやく嘉永四年二月二日に襲封した島津斉彬ら、海防と対外応接問題に積極的な発言をする有力大名が登場する。伊達宗城もその一人であった。嘉永六（一八五三）年当時、徳川斉昭は五四歳、伊達宗城は三六歳、松平慶永は二六歳、島津斉彬は四五歳、そして老中阿部正弘は宗城より一歳若い三五歳である。

その間の、島津斉彬の襲封問題にも、斉昭と宗城は、積極的な役割りを果たしている。（『島津斉彬文書 中巻』吉川弘文館）

本冊の五年間の書翰の話題は、右のような諸問題が中心となる。そして中でも注目されるのは、嘉永六（安政元年、ペリー来航から日米和親条約締結、併せてロシア使節の来航という、対外応接問題の具体的大転換の事態に対応する、例えば、伊達宗城の意見である。本冊の「一〇五」以降では、それはもっぱら徳川斉昭に向けて開陳されているが、松平慶永・島津斉彬らとの相互の書翰なども併せて見ていく必要があるのである。

九一、嘉永三年七月二十日 伊達宗城書翰、徳川斉昭宛

* 『聿修叢書 九下伊達侯往復書簡』所収、但し、宇和島伊達文化保存会所蔵写本による。

御別紙難有奉拜読候、毎度御懇篤之御儀奉感銘候、乍例相済候儀ハ別段不奉御請候、兎角不順之時候御座候処、先以

閣下倍被為揃、御機嫌克被為入、重畳恐賀之至、奉萬福候、御眼氣追々御快方に被為在候旨奉伺、為天下奉賀候、乍然何卒御保療御座候様奉希上候、然者先頃 明公と賢夫公人之御詠歌御染筆奉願上候得ハ、早速被成下、誠以難有、永世之栄宝と珍藏仕候儀にて、御礼難尽于毫楮、感荷至極ニ奉存候、殊に小御短尺迄被相添、右之御詠ハ徹肺腑、恐入、且憤歎無止奉存候、追々密々有志之面々為致拜吟候ハ、懦夫愚生にても恐入、切齒可仕と奉存候、呉々も別段之蒙御懇篤候段、恐入、難有奉存候、賢夫人君の御老女狎に御座候ハ、迎も六ヶ敷候故、御内々にて被下置候旨、別而恐入難有仕合奉存候、大夫人君と申上候ハ、全僕か誤に御座候、賢と大と書損、奉恐入候

一、八郎君御詩作御恩与可被下旨、是又難有仕合奉萬謝候、并に美麗之团扇三握被下置、種々頂戴、恐入奉存候、至而見事之团扇にて、早速養母へ頂戴為仕候得は、殊の外難有かり申候、先日弊藩之不珍物差上候ニ付ハ、釀酒沢山被下置、難有仕合、早速より度々拜味仕候処、不相替好風味ニ御坐候、貯置拜味仕候半と奉萬謝候

一、幕より御発令不相成前に、一人艦製造ハ、此節柄危き事と相見合可申、同席有志申合、多人数ニ候ハ、又押拔候儀も可有御坐云々之御教示、恐入、奉感伏候、其後退考仕候処、何れに 御願も不申上造候而ハ危き儀ニ付、相控候様可仕、乍然御時合見合願立見可申と相含罷在申候、扱製造之儀ニ付、御委曲御書付被成下、誠以難有仕合、以御庇発明仕候事多々御座候、フナ之御卓論、就中感服仕候、尚各の処にて愚考仕候半、御書物之儀も拝借奉願候処、御委細仰戴、奉畏候、七種軍艦製造書杯ハ、僕ハ蔵候、其外少々、洋本も所持仕候故、尚又研窮可仕と奉存候

一、火薬力之御卓論、^⑤是又奉感服候、相試候上、尚亦不審にも奉存候得ハ可相伺、此度之御卓説にて弘浮雲候様之心持仕、難有奉存候

一、玉海、^⑥又々御恩借被成下、難有仕合、書写仕候ハ、返璧可仕奉存候

一、有馬之儀ハ直ニ密話仕、甚心配の様子御坐候、全故筑後守ニ而用候面々、当時ハ不用候故、天保組とか申党を組^⑦

候様子相聞候、此間側用馬淵貢を切候者ハ、矢張天保組の者に御座候、右貢と申者も正直なる人物とも不相聞、乍然當時威勢強候故、押付可申様子ニ御座候、何分当地よりハ久留米にてハ、多人数組合居候趣故、容易に処置仕候ハ、乱楮と可相成、何れと篤吟味之上ニ無御坐候而ハ不相分事に奉存候、追々承込候故、追而可奉申上候

一、因州之儀も、巷説ハ紛々候得共、実病にハ無相違様奉存候、乍然余り度々早逝故、世評疑惑も尤の事に奉存候、是又与篤(ツ)と承候而可申上候、実に権ハ下に移り、紀綱も弛候事と弥増之儀と奉存候、世評にてハ、此度ハ、專家公子之御内より被為入と申事に御座候、左候ハ、実に因州家之儀ハ勿論、為天下無此上奉存候、乍然余程御骨折之儀と奉存候、虚実如何御座候哉相同度奉存候

一、海岸巡見之面々砲響に驚、氣絶仕候杯申沙汰被為聞召候処、甚失体之事と被思召候旨、是亦虚実申上候様、右の義ハ最前承り候故、過日帰府ニ付、筒井紀伊守へ用事御坐候序に相尋候処、全虚説ニ可有之、追々浦賀が早打杯も見分程近き処にて検閲仕候得共、皆々驚キ候者も無御座、巷説之事ハ早速承候処、却而一笑仕候旨申越候故、虚説と奉存候、為念乍失敬紀伊守書狀断切、呈覽仕候

一、蘭船も去月十二日入港、^⑫先々静閑之趣ニ御座候、追々別段聞説も参候ハ、珍奇説も可有御座奉存候、何分異舶の出没、海外之見聞にハ無御頓著、早々御蔽備御座候様、日夜奉渴望候外無他事奉存候

一、此頃近時海防必讀書、海防彙議杯と申書物、手に入、書写仕居申候、近代之防禦論又ハ夷虜之事情杯を認候を相集候ものに御座候、不被遊御閱覽候ハ、写次第呈覽可仕哉、相伺申候

一、此産品ハ誠に如何敷候得共、為御一笑進献候、短尺紙ハ弊藩内矢野々神山と申所にて、社頭木葉花杯入製候悪紙に御座候、手拭ハ弊藩染に御座候、水にて洗候而も染色のちり不申迄にて、極産物に御座候、此烟草入ハ弊藩後園中のジンプにて手製仕候故、御笑草ニ差上申候、如何敷品計にて恐入奉存候、先ハ枢要御請奉申上度如此御座候、

恐惶頓首百拜

七月念日

宗城百拜

敬白、松前異人も又々長崎へ送り候様御沙汰御座候由、此度ハ三十余名ニ付、別而難渋の儀御座候、蘭船も両度位に引取不申而ハ、つれ帰りに申間敷と奉存候、扱々後來不安之儀奉存候、以上

① 齊昭夫人 登美宮吉子、有栖川宮織仁親王女、文明夫人、貞芳院（文化元 一八〇四—明治六 一八七三）

② 八郎 八郎麿、齊昭八男、昭融、川越藩松平誠丸（典則）養子、直侯と改名、八郎麿の詩作については、本誌前号「八四」

③ 養母 伊達宗城養母、養父宗紀（伊予守）夫人觀子（みつこ）、佐賀藩主鍋島治茂女

④ フナの卓論 船の基本型を鮒に求めた齊昭の論、本誌前号「九〇」

⑤ 火薬力の卓論 同じく、前号「九〇」

⑥ 「玉海」 宋、王忠鱗編、前号「八三」、注①参照

⑦ 有馬 久留米藩主有馬慶頼、侍従。故筑後守 先代、有馬筑後守頼永（慶頼の兄）が弘化三年七月三日卒、そのあとを慶頼が嗣ぐ。

⑧ 久留米藩の内紛 嘉永三年六月十四日、中老村上量弘、江戸藩邸にて同僚馬淵貢を除かんとして傷つけ、逆に、家老有馬飛驒らの為に切殺さる。その後、一連の処分あり。

弘化元年から同三年までの頼永（よりとお）の代、対外危機の深化の時期、彼を支え、外国への関心と海防の急を説いた側近に安元八郎、樺島小助らがあり、村上量弘らのいわゆる天保学派の人々があった。村上は、奥州・北越の巡国など、広い見聞をもち、若年の頼永に大きな影響を与えていた。西洋兵学の導入も進められ、藩士をおくって旗本下曾根金三郎・淡河次郎右衛門らに、砲術、火技等を学ばせた。

⑨ 因州鳥取藩 藩主池田因幡守慶栄、嘉永三年五月二十三日卒、このあと、八月二十五日、徳川齊昭第五子、五郎麿、昭徳、養嗣子となる。同年十二月十九日、侍従、相模守、慶徳と改名。

⑩ 海岸巡見云々 沿岸警備駐兵の会津藩兵、安房・上総等にて大砲試射を行うの許可を、同藩主松平容敬より求め、五月三日それが許可になっている。その後、五月十三日、西丸留守居筒井政憲（次註）一行が江戸近海臨検に出発する。

⑪ 筒井紀伊守 筒井もと伊賀守、和泉守、のち肥前守、政憲。（安永七 一七七八—安政六 一八五九）、目付及び長崎奉行を経て、

文政四年（一八二一）から町奉行を二一年間勤め、天保十三年免。弘化年間に阿部正弘に再び登用され、弘化四年西丸留守居。のち、嘉永六年十月、長崎にて露国使節プチャーチンとの応接にあたる。安政元年七月、大目付となる。本誌第十五号「六六（一）」注③参照

⑫蘭船入港 嘉永三年六月十一日、オランダ船長崎入港、風説書をもたらず。

⑬「海防彙議」 塩田順庵編、嘉永二年序。順庵は加賀金沢生れ、宮河氏、幕医塩田宗温養子となる。幕医、儒者。海防問題の急迫に対して、先人諸学の諸書の考究の必要から、上書や諸記録類を集めたもの。さらにペリー来航前後以降に追加集めた「海防統彙議」がある。写本各種。刊本『日本海防史料叢書』全一〇冊のうち、第四・五・六の三巻所収のものは、「彙議」に三一点、「統彙議」に五二点を収めている。一本が順庵から幕府昌平覺に献せられている。

⑭矢野々神山 矢野の神山、宇和島藩領矢野（八幡浜の南方）。矢野神山は、古くから歌に詠まれているが、同所の八幡神社とされている。

⑮松前異人 嘉永三年四月十六日、イギリス捕鯨船エドムント号 Edmund、蝦夷地厚岸附近に漂着、乗組員三二名上陸、松前藩に救助さる。この外人の送還のことか。又、七月二日には、北蝦夷漂着のアメリカ人三名が、幕命を受けた松前藩により、長崎に送られ、到着している。

内容

一、斉昭の眼病への見舞

一、斉昭及び夫人（文明夫人、登美宮吉子）の詠歌、筆跡惠贈への礼。しかも老女に内密に下附されしもの

一、八郎齋（昭融）詩作、及び团扇惠贈への礼

一、自国産の品贈呈に対し、酒を惠贈され、謝礼

一、幕府の許可なく一藩のみにて艦船製造は見合すべし、同志を集め多数にて進めるべし、との忠告に感服。時期を見て願い出ん。ただし、製造法についての所論に感謝。「耐」の論（本誌前号「九〇」）に感服。七種の軍艦製造書及び、洋書などにて、今後研究せん。

一、火薬についての所論（同じく本誌前号「九〇」）に感服、感謝。

一、「玉海」借用についての礼

一、久留米有馬家中の内紛を憂う

一、因州鳥取池田家の内状も案ず、斉昭子息の養子入りの可能性を喜ぶ

一、海岸巡見の面々、砲声に驚くとのこと、筒井紀伊守に様子を聞く

一、オランダ船入港、六月十二日のこと

一、「海防彙議」入手、筆写中なり、写し了り次第呈覽に供せん

一、国産の短冊紙、手拭、煙草入れを贈る

一、松前より異国人を長崎へ送り、オランダ船に引取らせし件

九二、(参考書翰) 嘉永三年七月二十六日 伊達宗紀書翰 徳川斉昭宛

* 『聿修叢書 九下』所収、但し、同前

過日者 尊翰被成下、難有奉拝見候、五・松^①此度表立城主ニ相成、城築立候場ニ至り候時ハ、不少入費可有之、左様相成候時は、早速要用ニ可成、大砲之方へハ自然と手も難行届、世上へハ大ナル顔ヲ致シ、実事ハ怠惰勝ニも可至哉、愚意如何存候哉、御尋問奉謹承候、三郎杯ハ如何存候事哉、委曲御尋之趣奉拝承候、三郎之存意等ハ未承知も不仕候得共、私愚意ニ奉相考候所、甚未熟之考ニハ可有之候得共、奉言上候、如 尊命夷ニ城築建候時ニ至候得ハ、不少入費可有之、其上当節彼地ハ急率ニ備モ無之而ハ不相叶、日々々夷船不絶渡来仕候時節故、差向防禦之出来候様、専務と奉存候間、第一ニ大砲数擬用意も可仕、地利ニ応シ早々可然台場等も取建、可成武用ニ心得有之人才推挙取用、防禦实用ニ叶候義專一と奉存候、城も無之而ハ不相成事ニ候得は、差向城築立候所ニも有之間しく、城ヲ頼ミ候而ハ实用ニ可難叶、献金ニ而、過日ハ拝領物仕、又此度城主ニ被 仰附、重畳難有、外聞ハ無此事ニ候得ハ、身分ハ打捨而、国家之事ニカラ不相尽候而不叶事ニ候得共、兼々御承知も被遊候通り之一家国ニ而候得ハ、中々以憤發仕、改心家国ニ精美丹精可尽事共、乍失礼不奉考、却而此上慢心相生し、怠慢勝ニ可相成と奉存候、と屹 台命ニ而御叱も可有之処、却而格段之御賞ヲ蒙りしハ、実以献金之成ス事共ニハ無之哉、私共一向難分事ニ奉存候、暮々御為ニ可相成

とハ聊不奉存候、五島の方ハ松ニ被押、城主同様相成候事ニは無之哉と、竊ニ愚考仕候、且又松前へ過日御目附罷越候節、南部・津輕辺海上夷船往来、廿五迄ハ数人ノ所、霧深相成、其余かそへ兼候よし、御承知被為在候由、誠ニ数艘之事ニ而驚入候、右様相成候内ニハ、如何様之事出来仕間敷ものニも無之、御不安心之御時代と乍懼毎々奉存上候一、尾州公之御事も委細御内密奉拝承、驚入候事ニ奉存候、右様之御次第ニ而ハ、是も此上御美政も御出来被成間敷、可敷事ニ奉存上候、四ツ谷ニ而御内役等相成候様ニ而も相成、無御差支事ニ候得ハ可宜処、夫モ御内々之趣奉伺候而ハ難相成、驚入候事ニ而、先から先へ無手拔様、正論の方ハ先無之方宜しくと申様ナル事ニ相成行、何共恐入候事計ニ御座候、ツマリ 上之御不為ニ相成事ニ而、其所毎々乍恐奉敷息候事ニ奉存候

一、此書面御内密奉入 尊覽候間、寛々御覽被遊、相濟候得ハ御序ニいつ成共宜敷御返却奉願候、外ニ過日承知仕候得は、御役人寺社奉行始メ其外勘定奉行、町奉行其外迄心附之義、閣老衆より申出候様御沙汰も有之候由ニ御座候、中ニハ存寄書心附も無之哉、懇意之儒者へ相頼、海防之処置等相ヒ認メモライ差出ス輩有之よし、風説承知仕候、けしからぬ事ニ而、虚事ニハ可有之敷、如何にも恐入候事不夷之至罪人ニ御坐候、何事も急速ニ打払之方ニ相成候外ハ有之間敷、彼是仕候内ニ、いよ／＼夷船渡来も可致、御手ヲクレニ相成へくと、萬々恐入候次第ニ御座候、此節ハ慥ナル事ニハ無之候得共、洋中ニハ舟も相見へ候趣ニ承り候事ニ御坐候、又々渡来不仕様有之候得ハ、先一日之御安心、其内ニ当年も冬ニ相成候得ハ、先御一旦ノ御安心、又来年より可始と奉存候、其内ニ早く不被仰出候而ハ、何共被成方無之、萬々恐入候事而已ニ御座候、又此節開帳始り申候、入代り立代り開帳ハ繁昌仕候趣ニ御坐候、戲場抔もけしからぬ繁昌の様子、左様のものハ日々繁栄仕、武の方ハ日々ニ衰微は世の中ハ難解奉存候、恐々頓首謹上

七月廿六日

宗紀

①五・松城主三相成云々。嘉永二年七月十日、幕府、松前藩主松前崇広（後、伊豆守）及び肥前五島福江藩主五島盛成の両名に築城を許し、城主格とする。辺海防備の一策である。五島盛成は、同嘉永二年十二月二十八日参府したが、翌三年二月二十日、築城工事準備着手の許可を得ている。第十五号「五八」にその記事あり。

②三郎前号「七四」註①参照、山田三郎

③尾州のこと。嘉永二年四月七日名古屋藩主慶威（よしつぐ、田安斉匡第七子、福井藩主松平慶永弟）没、一四歳。老中阿部正弘は、先代斉荘（なりたか、十一代將軍家斉子、十二代將軍家慶弟、田安家を嗣ぐ）、の弟慶頼（慶威の兄にあたる）に嗣がせるべく画作、その死を秘したが、「金鉄党」といわれた下級藩士、国学者や領民の声を認めて、美濃高須藩松平家の義建子義恕（よしくみ）の養子入りを認め、六月四日、義恕が襲封、慶勝と名のった。「四ツ谷」は、四谷家で、松平義恕のこと。これに対しては、附家老竹腰正禰らが強く反発、藩内の対立は深刻化する。そのため、慶勝の尾張入国は遅れ、嘉永四年十一月以降、ようやく藩政刷新に着手し、嘉永五年二月に、竹腰一派を排除した。（第十五号「六四」、とくにその註⑥⑦⑧など、及び「参考系図」参照）

内容

一、五島・松前両氏に築城を許す件、その出費により、緊要な大砲装備の手抜きにならんことを案す

一、両地とも、差向きの防備は、城よりも、大砲・台場の取建てと、有才の人の登用なり

一、過般の松前への目付派遣の報告

一、名古屋（尾張）藩の内紛を案す、「四ツ谷」（高須松平義恕）を継嗣に推す動きが強く、成行きに懸念す

一、本書面、閲覽後、返却されたし

一、老中より、寺社奉行以下役人衆へ、海防問題について意見を求めしも、懇意の儒者に頼み、存意書を書かせて提出するものあり、との風説もあり

一、目下は夷船見えざるも、又々渡来し、急迫を告げん

一、開帳の繁昌や、戯場のにぎわいの一方、「武」の衰えたるを案す

九三、嘉永三年十一月二十三日 伊達宗城書翰、徳川斉昭宛

*（御書留）嘉永庚戌所収、「越前・土浦・宇和島・尾張・一橋等々関係書翰留」、水戸彰考館所蔵、第三一号ノ六

謹而拙翰捧呈仕候、今程寒威凜然之候ニ御坐候得共、先以閣下被為揃、倍御機嫌能、御萬福可被為在、乍憚恐賀無量
奉南山候、即今都下寒力甚敷御坐候半、為天下御保護被為在度奉存候、先者当季奉窺御機嫌度、如此御坐候、恐惶頓
首謹言

仲冬念三

伊達遠江守

閣下

名前

呈侍史中

内容 一、向寒の候の見舞状

九四、嘉永三年十二月一日 徳川斉昭書翰、伊達宗城宛

* 『事修叢書 九下』所収、但し、同前

寒威相増候所、益御勇猛令南山候、言志晩録反覆寓目いたし候処、愚昧輩の浅見ニ而ハ迎も会得致兼候へ共、何れ高
妙精微の論と感服いたし候、拟学問上之事ハ分りも不致、分り候迎も容易ニ喙を容候ハ、等を躰候事故、何等不申述
候、国体政綱ニ関係いたし候分ハ、愚昧年来腐心焦思之事共ニて、聊愚見も有之、疑思問とやらん、疑惑之事を其儘
に黙々いたし候ハ、不本意故、数件別紙ニ質問、別冊返璧いたし候、先貴兄御寓目御同心にも候ハ、一齋罷出候
節、御遣し、教授の余暇清誨を煩候ハ、可為幸甚由、下官より申進候義、御咄可給候也

十二月朔

遠州殿

参

①「言志晚録」は佐藤一斎（担、捨蔵）著、いわゆる「言志四録」四点の第三。一斎（安永元年＝一七七二—安政六年＝一八五九）は美濃岩村藩家老佐藤信由二男、儒者、昌平坂学問所教授、朱子学者なるも、陽明学にも近い。十四号「四七」註^⑩参照

内容 一、佐藤一斎「言志晚録」の論に感服す、しかし、「国体政綱」の関係につき、疑問の点あり、質問書を附して返却す。宗城に、一斎への直接質問と、彼からの教授を求む。

なお、佐藤一斎と伊達宗城は接触があったもののように、宇和島伊達家文書の中に、次の一斎の書状がある（年未詳、元且付、「御重書」乙書翰十三号、状、包紙付）。併せて、「愚問件々」と、それについて一斎が伊達宗城に答えた「愚意漫答」（九か条）の各一冊がある。

（参考資料）某年元且付、佐藤一斎書状、伊達宗城宛

（斜包紙ウラ書）

「伊達遠江守様

親拆物

佐藤捨蔵

（端裏書）

「宇和島賢台

担 拝」

肇春慶賀、倍御戴殺被成御迎陽、萬々拵々奉存候、然者客冬御書出之件々、愚意御答可申之旨、則別冊呈覽仕候、され共年頭不能細書、漫々然相認、御見分ケ可被成、恐縮之至奉存候、何分宜奉拝囑候、不一

元且 萬々
賀々々々

なお、佐藤一斎が、江戸において、たびたび伊達宗城のもとに招かれ、講義をしていたことは、稿本「藍山公記」の中にいくつか記事が見えている。

まず、「卷三十七」の嘉永五年九月二十五日条に

「（九月）二十五日壬申、雨、佐藤捨蔵講書等二度々御出之節、是迄ハ上之御門ニ而下乗セラレシモ、極老ナレバ、切口迄御乗込ヲ御聴ニ入シニ、其通り取計ハシメラル（「記録」）」

とある。その当時、宗城は参勤在府中である。又、一斎はその年八一歳である。

また、同「卷五十五」の安政二年四月十七日条にも、宗城が一斎に会っていること、「卷五十八」の同年閏七月にも、一斎の出講の記事がある。参照、高瀬代次郎『佐藤一斎とその門人』

九五、(参考書翰) 嘉永三年十二月九日 伊達宗紀書翰、徳川斉昭宛

* 『御書留』 嘉永庚戌』所収、同前

以愚翰謹呈仕候、甚寒之節先以 閣下益御機嫌能可被為渡、乍憚恐悅奉存候、誠に其後ハ不奉窺御容体も、不本意之至、失敬奉存候、扱又甚以輕微之至如何敷品ニ御坐候得共、寒中奉伺御容体寸志迄ニ奉拝呈候、御一笑も被成下候ハ、辱仕合ニ奉存候、兎角寒中なから、昨今ハ不相応之時氣ニ奉存候、何率順候奉折候、当秋ハ九州辺、四国辺風雨、余程破損所も多様ニ承知仕候、弊邑杯も余程出水損も多、心配仕候、時下奉窺御容体度、乍恐奉捧愚翰候、恐惶謹言⁽⁷⁾首謹言

十二月九日

二日、時下乍憚尊体御保護被為在度、奉懇折候、恐々謹言

閣下 拝呈

藤 宗紀

①大風雨ニ嘉永三年八月末〜九月初め、諸国風雨、九月三日京都大風雨にて山崩れあり

内容 一、寒中見舞の品を贈る

一、九州・四国辺の風水害、国元の状況を案し居る

九六、嘉永三年十二月十三日 伊達宗城書翰、徳川斉昭宛

* 『御書留』 嘉永庚戌』所収、同前

謹而捧拙牘候、迄寒之候御坐候所、先以 閣下倍被為揃、御勝常被為涉、重疊恐賀無量奉萬誦候、扱亦先日ハ 宰相様へ線姫様御縁組被 仰出、以来久敷恐悅至極ニ奉存候、且又五郎麻呂殿にも、因州家御養子被 仰出、御引移も

相濟、萬々乍憚愛度、奉恭悅候、先ッ右御欽奉申上度、呈寸楮、腐魚附呈仕候、御叱留於被成下難有奉存候、恐惶謹言

臘月十三日

伊達遠江守

閣下

呈侍史中

再敬白、寒中甚敷候御坐候間、乍憚御保練被為在度奉祈上候、扱又、此言志晚録、此頃上板仕候ニ付、御慰ニ呈覽仕、御留被成下候ハ、難有奉存候、恐惶頓首拜

①宰相と線姫＝水戸藩主徳川慶篤（參議）、嘉永三年十一月二十三日、將軍家慶より線姫との婚約を許さる。線姫は、有栖川宮 轍仁親王女、轍子（たかこ）、これより先、嘉永三年八月十八日江戸へ下り、徳川家慶養女となる。稿本「藍山公記」卷三十四の嘉永五年正月十五日条に、結納挙行の記事がある。成婚は嘉永五年十二月十四日。

②因州家養子＝嘉永三年五月二十三日、鳥取藩主池田慶栄、就封の途中、伏見で没、嗣なし。同年八月二十五日、幕府、斉昭五男、五郎麿（昭徳）の養嗣子、襲封を命ず。同年十二月十九日、昭徳元服、従四位侍從に任ぜられ、慶徳と改名。

③佐藤一斎「言志四録」の刊行年は次の通り。「言志録」＝文政七年、「言志後録」＝弘化五年、「言志晚録」＝嘉永三年、「言志晝録」＝嘉永七年。

内容 一、斉昭長男慶篤と線姫との縁組みを喜ぶ

一、斉昭五男昭徳の鳥取池田家養子入りを祝す

一、祝賀の魚を呈上

一、刊行成りし「言志晚録」を進呈す

九七、嘉永三年十二月十八日 伊達宗城書翰、徳川斉昭宛

* 『(御書留) 嘉永庚戌』所収、同前

欽而捧呈拙牘仕候、冨寒中甚不正之暖和之候御坐候処、先以 閣下倍被為揃、御機嫌能被為涉、萬福無量奉南山候、扱亦此間ハ当 君公にも御昇進被為在、重畳恐悦之至ニ奉存候、先ツ当季奉伺御機嫌度、呈寸楮候、恐惶謹言

嘉平月旬八

伊達遠江守

閣下 拜上

侍史中

謹而再伸、時下不順に候得ハ、乍憚尊体御保練被為在度奉祈候、扱此両品甚如何敷奉存候得共、附呈仕候、御叱留被成下候ハ、難有仕合奉存候、恐々頓首拝稽

① 当君公昇進ハ水戸藩主徳川慶篤(參議)、嘉永三年十二月十五日、權中納言に任せられる。

内容 一、慶篤の權中納言昇任を祝す

一、祝いの二品を贈る

九八、嘉永三年十二月二十一日 徳川斉昭書翰、伊達宗紀宛

* 『(御書留) 嘉永庚戌』所収、同前

如諭、甚寒之所、愈御清勝令拵賀申候、為御見舞佳品御投贈忝存候、此段希酬如此候也

十二月 廿一日上ル

水隠

伊予入道殿

参

尚々、当秋之風雨、御邑中御損耗多々有之、御心配之由、令推察候、隨時御自重御指揮專一二存候、不備

内容 一、「九五」への返信、見舞品への礼

一、宇和島領内の風水害を案ず

九九、嘉永三年十二月二十一日 徳川斉昭書翰、伊達宗城宛

* 『御書留』嘉永庚戌』所収、同前

為寒中御尋并豚兎昇進等之御欽、両度之芳翰入御念存候、右申謝候迄如此候也

十二月 廿一日上ル

水隠

伊達殿

参

尚々、時下酷寒御自愛專一二候、多品御附贈、言志晚録別而珍重ニ存候、不備

内容 一、「九六」・「九七」両通への返信、慶篤昇進等への祝賀状二通への礼

一、「言志晚録」〔九六〕への礼

一〇〇、嘉永四年三月七日 伊達宗城書翰、徳川斉昭宛

* 『事修叢書 九下』所収、但し、同前

「藍山公記」卷二十九、嘉永四年三月七日条所引

極密御返書被成下、難有奉拜見候、倍御機嫌能被為在、奉大賀候、扱亦 尊家今に嚴寒、さらに春光も無御坐由、誠以恐入、残念奉存候、乍然追々退寒之時令ニも可相成と奉存候、乍然御勝常被遊御坐、無此上奉恐賀候、扱又芋も新

徳川斉昭と伊達宗城内——河内

図 (a)



図 (b)



図 (c)



図 (d)



古入替の儀^①申上候得ハ、是迄トハ違可申と被思召候旨、折角殊の外心配仕居申候、其内追々ハ中山処置も可仕、全体此度之家督、隠居も余程六ヶ敷、よふく相濟候儀に御座候、将又台場雛形之内、御不審の処御沙汰被為在、奉畏候、(a)ハ如 尊命 (b)・印之処へ付候段々に御坐候、(c)如此ものハ葉庫と隔、櫓とのとり付の処へまたがせ付申候、又板ハ葉庫へ敷候ハ (d)如此印付仕申候、其外のに候得ハ、簡の敷板に御座候間、此段奉申上候

一、先年拝借蘭書の内、訳出来候ハ、呈覽仕候様奉畏候、只一部申付置候間、出来候ハ、入 御覽候半と奉存候、尤藤堂和泉守方ニて訳候ハ、此間差上候儀と奉存候、幸便相待遣候半と奉存候、何も恐惶百拜

三月七日

尚又、プロインステイン^④沢山御所持被為在候やに伝承仕候、当時世上甚扨底にて、少用ひ度儀も御座候得共、何分手に入不申、何卒一片丈御下ケハ相成間敷奉希上度、此段奉申上候、以上

① 辛 薩摩、島津家。嘉永四年二月二日、島津斉興(大隅守)致仕し、嫡子斉彬(修理大夫)封を嗣ぐ、翌二月三日、斉彬、薩摩守に任ぜられる。斉彬は、三月九日、初めて帰藩の途につき、江戸を発つ。嘉永二年十二月、久光擁立をはかる由良の一派に従う、斉興による、斉彬擁立派の大量処刑に始まる内紛、すなわち「お由良騒動」の決着である。嘉永三年十二月一日、斉興の隠居願いでようやく終局を迎える一年間の激しい対立に対し、徳川斉昭及び伊達宗城は、斉彬擁立に積極的な役割りを果たしている。斉昭については『水戸藩史料 別記下』の巻二十四(六六八〜九頁)参照。宗城については稿本「藍山公記」巻二十三・二十四・二十五にくわしい。

② 中山 薩摩藩士中山次左衛門。斉彬に重用される。反対派の処分の上に行われた斉彬襲封が、かえって藩内の対立を激化させていた。

③ 拝借蘭書Ⅱ第十五号「六一」・「六三」・「六七」などに関連

④ プロインステインⅡ Broeijen steen : fire stone, flint, 発火石、火打ち石か

内容 一、水戸藩内の「春光無き」状況不安定を案ず

一、薩摩藩にては、ようやく「新古入れ替り」になりしが、今後の事態は殊の外案ぜられる。

一、中山次左衛門の処置

一、台場雛型についての疑問に答う

一、拝借蘭書の訳は、写本作成の上、呈覧に供す。藤堂氏にて訳す分は提出済みの筈。

一、プロインステイン下附の願い

一〇一、嘉永五年三月二十三日 伊達宗城書翰、徳川斉昭宛

* 『聿修叢書 九下』、所収、但し、同前

この書翰の年代については、若干疑問がある。右の典拠により一応ここに置く。稿本「藍山公記」のこの年月日の条には引用がない。

(一)

密楮奉拝呈候、春暖追日相増候処、先以 閣下倍御安康被為入、乍憚奉恐賀候、然ハ此間ハ不存奇巨細之御返翰被下置、重畳難有仕合奉拝見候、乍略儀、事済候儀ハ別段奉復不申上候

一、為出府致候ハ、しやこんに逢、^①其上にて同人と密談為仕可申、弊邑へハ七月中位ニ参候方都合宜敷奉存候、尤

私方少々都合御坐候間、内々の中にて表向と申様の姿にて、目付之内吉見左膳随分有志の者に御坐候、^②右之者へ為逢置、同人を

たよりに弊邑へ参り候様為致度、しやこんハ存而不存振合に取計申候

一、^③板も水府へ参り候由、何卒無事に帰府仕候様祈居申候

徳川斉昭と伊達宗城ハ——河内

一、旧冬拝眉仕候エルンスト^⑤、校合相済候間、奉返呈候、段々延引相成、何とも奉恐惶候、御蔭光にて明了仕、重々難有仕合奉存候、則返呈仕候間、御照手奉願候、私拝借蘭書之書目、別帳にて内々奉入、電覽候、○号之分當時拝借書写中に御座候、御披見被為済候ハ、被相下候様奉願候、何事も御故障中故相控、御書物計返上仕候趣、山方へも申遣、其心得ニ奉存候間、態と密封にて奉指上候、過日之御請御引合被為立候上にて、奉差上候、都合に運阿弥へ申置候故、左様被思召度奉希上候、恐々謹言

三月廿三日

①しやこん^①松根、これまで、「しふこん」・「しようこん」など見える。宇和島藩家老松根図書

②伊達宗城は、嘉永四年は、五月九日江戸発、六月七日宇和島着で帰国。嘉永五年三月三日宇和島発、三月二十七日江戸着で参府している。

③吉見左膳^②長左衛門、中井氏。宇和島藩家老吉見家に養子。先代宗紀の近習、当代宗城の側近として活動。のち、安政五年、江戸で宗城の片腕として動き、一橋派諸大名及び家臣への処分（安政大獄）に連座し、安政六年十月「重追放」となり、国元へ帰り、宗城の命で伊能氏を名のり、伊能友鷗（永憲）と名のる。明治八（一八七五）年没。

④板^③水戸藩主板橋源介常裕、第十五号「六〇」註②

⑤エルンスト = Sessler : Ernst Vuurwerken, ヤスセレル火術書か、第十一号「一一（一）」の「高島四郎太夫所持蘭書目録」にある。

⑥拝借蘭書目^④未詳なるも、第十一号「二三（一）・（二）」などと関係あるか。

⑦山方、⑧運阿弥^⑤水戸藩同朋衆頭、山方運阿弥。山方南無阿弥もいる。

内容 一、先日の詳細な返信を謝す

一、（某を）出府させ、松根図書と面談させるべし、宇和島へは七月中の到着が可なり、吉見左膳を頼りにすべし

一、板橋源介の水戸下向

一、旧冬借用の「エルンスト」返却。借覧中の蘭書書目を呈覧に供す、○印の分は書写中。

(参考) なお、「藍山公記」卷三十三の嘉永四年十一月二十日条に、

「星弥一兵衛・中尾良貞江戸ヨリ帰着ス、嘗テ水戸侯へ御用立ノ御書物ヲ齎ス〔大扣〕、「伝牒」〕とあり
同じく卷三十四の嘉永五年正月三十日条に

「江戸去年十二月十五日發ヲ以テ、水戸老侯(徳川斉昭)ヨリ、御自書ヲ以テ、白乾浮亀(御品ハ江戸御邸ニ留ム)ヲ、鍋島内匠頭殿ヨリ御書一箱(大箱ニ付江戸御邸ニ留ム)来ル〔御勤方日記〕」とある。

(2) 別紙

敬白、過日ハ近海防禦井伊・肥後^①兩人加入被仰付候処、両家共領海無御坐国柄故、藩士共甚不案内、肥後ハ従来小隊之訓練ハ調居候得共、大銃杯藩中未熟様子、折角乍不及私儀申談仕候、大銃杯も海口富津両岸へ百五十挺ツ、相備候処に願立候含ニ申談置、其他洋製軍艦之含も御坐候得共、是ハ後段之策ニ仕候、且崎陽も松美濃^③よりも敵敷申立置、肥前守も早急参府相願、六月初旬ニハ出府、海防之私議申立候含と推察仕候、外様之内、席中にてハ日夜寢食不安、種々愚考仕、御為第一と心配仕候処、普御代大名始、旗下の面々、高枕之様子、扱々不可解事に奉存候、兎角上之天氣を見合居候事相見候得共、甚不所存と奉存候、追々ハ何れ有志之向も出不申と奉存候、恐々不備

伊達遠江守

賢明老公閣下

①井伊 彦根藩、肥後 会津藩、藩主松平肥後守容保。彦根・川越両藩に相模、会津・忍両藩に安房・上総の警備が命ぜられたのは、弘化四年二月十五日。

②富津(ふつ) 千葉県富津、江戸湾入口の房総半島海岸、岬。

③松美濃 松平美濃守 筑前福岡藩主黒田斉博

④肥前守 佐賀藩主鍋島齐正(のち直正)

内容 一、彦根・会津両藩の江戸湾警備の不安

徳川斉昭と伊達宗城の河内

一、長崎は筑前黒田に任せ、佐賀鍋島は六月には参府し、海防の意見を述べん
一、外様大名は海防に熱心なるも、譜代大名・旗本はひたすら高枕のみ

一〇二、嘉永五年五月二十一日 徳川斉昭書翰、伊達宗城宛

* 宇和島伊達文化保存会蔵、伊達家文書、『御重書目録「乙」の「御書翰類」、状（斉昭自筆原本）

(1)

(斜包紙、ウツ書)

遠州殿

参

水隠士

(中包紙、折封、ウツ書)

遠州殿

参

水隠士

暑鬱無御障拵賀候、偕大日本史未進候、前刻之分一函御鑿納可給者也^①

五月念一

水隠士

遠江守殿

参

(2) 別紙

(料包紙)

「別紙」

②

別紙徴臣彦次郎義ハ、いつもく拙老へ出し候上書ニてもやはり同様、自分の存込候処を存分認候故、よき事も有之候へ共、先ツ幕杯へハ向不申のミカ、甚危く被存候、此書杯も林大等へ廻り候ハ、彦次郎の不為ニハ相成候をもよろしき事ハ有之間敷、其思召ニて御扱可被下候、下田も十八ヶ月云々と申節ハ、^④長き様ニも被存候へ共、いつか相立来り候処、御備向等ハ以前ニ相違も無之候へハ、只口上ニてのミ応接致候半故、や、もすれハ兵端を開く様ニをとしかけ、何もかも夷人思ふ様ニ不致ハよろしくと心配致し候、一夷へ御済セニ相成候ハ、我もくくと衆夷願候半、如何ニも行先を如拙老先見無之者ニてハ、只々日夜被案候計ニ御座候

(裏封)

「封」

封

御覽後直ニ御火中

別紙

①「大日本史」ニ嘉永四年、それまでに編纂された本紀例伝二四三巻の校刻成る。嘉永五年二月七日、紀伝一七三冊を幕府へ、同二月三十日同じく朝廷へ、水戸藩より献す。

②彦次郎ニ水戸藩士豊田彦次郎(亮、天功、号松岡)、文化二(一八〇五)―元治元(一八六四)、藤田幽谷門人、史館勤務、天保十二年弘道館訓導に転じ、間もなく史館も兼職、弘化元年の斉昭の致仕後、幕命により五年間禁錮、嘉永六年復職、ロシア事情取調べ等にあたる。「北島志」(安政元)、「北虜志」(同三)等を著す。

③林大ニ林大学頭、林輝、復斎、寛政十二(一八〇〇)―安政六(一八五九)。嘉永六年には、徳川斉昭の幕政参与就任に反対する。安政元年正月十五日、米使応接掛に任ぜられ、日米和親条約に調印。

④下田云々ニ先に嘉永二年閏四月、江戸湾及び下田附近測量のため、英艦マリナー号 *Marianer* 来泊、四月八日三浦半島に接近、同日浦賀ニ上陸、奉行戸田氏栄が応接、同十二日下田に入港。小田原・沼津・掛川三藩兵及び韮山代官江川太郎左衛門ら

警備にあたる。同十五日下田港内を測量、同十七日去る。

内容 一、「大日本史」を進呈

一、家臣豊田彦次郎の上書は良きものなれど、幕府の勘気にはふれん。取扱い方に注意。

一、先年の英艦下田入港事件以来の警備

一、「備向」は、兵端を開く様になれば夷人の思ふ壺なり

一〇三、嘉永六年四月 徳川斉昭書翰、伊達宗城宛

* 『御書留 (子)・丑・寅・卯・辰 (嘉永五ノ安政三)』、水戸彰考館所蔵、第三一号ノ二

初春念一日之芳墨、令披見候、仍御多勝御過歳之由、珍重奉存候、拙子無異、乍慮外御休意可給候、遠路預賀之事、

御念入之御事奉存候、右御報、早々不備

四月 日

二日、春来兎角不同之氣候ニ御坐候、折角御自愛專一ニ奉存候也

遠江守殿

水戸

御報

内容 一、一月二十一日付宗城書翰 (賀状か、所見なし) への返信

一〇四、嘉永六年五月 徳川斉昭書翰、伊達宗城宛

* 『御書留 (子)・丑・寅・卯・辰 (嘉永五ノ安政三)』、同前

陳者、不時之冷氣、胆仰令苦心候、先以起居萬福欣拵之至、拙子無異候、乍慮外御休意可給候、扱々御約路之拙作、

小刀、御大故等^①二而、別而延引、如何ニも心ニ応不申候へ共、別作致候而も、又々同様、只遅滞のミ恐縮々々、重々千万致候間、先進入申候、御一笑可給候、萬一御佩刀にも相成候ハ、御試之上ニ而可然奉存候、将又、兼而御咄申候弘道館碑^②刻功筆候、拙文ニ候へ共、摺本濃淡二葉、御慰ニ進入申候、先ハ見呈之趣、早々不備

五月 日

二白、順時御自愛專一ニ存候、早暑賀候事、御懇儀之趣、御念入之御事ニ奉存候、拙作約略と奉存候間、不及御答候、御海恕可給候也

遠江守殿

水戸

参

①大故^①父母等の喪、具体的には未詳。なお、水戸先々代藩主斉脩（斉昭実兄）の室峯寿院（峯子、十一代將軍家斉女）の死去は、嘉永六年六月二十六日

②弘道館碑^②弘道館は、斉昭の指示により、天保五年に開校方針が発表された水戸藩校。天保十年〜十二年に建物を建設。その後、斉昭致仕や、藩内の抗争等で、安政四年にようやく本格的開校をみる。斉昭は、天保九年「弘道館記」を著し、それを碑に刻ませて、館庭に建立した。それが弘道館碑である。

内容 一、約束の小刀製作、進呈遅延の詫び

一、弘道館記碑文摺本を呈上

一〇五、嘉永六年十二月二十五日 伊達宗城書翰、徳川斉昭宛

*「筆修叢書 九下 伊達侯往復書簡」所収、但し、同前

(1)・(2)・(3)とも「藍山公記 卷五十二」嘉永六年十二月二十五日条所引

(1)

謹而奉呈拙翰候、迺寒日加之候御坐候処、先以 閣下被為擷、倍御清勝可為在、恭悅無量奉遙賀候、依然日々御登
 營被為竭御忠略候半と、奉感徹候、都下時季如何御坐候哉、南海甚不同候御坐候、追々花旗船再渡之時期相至、夜
 白不啻御痛惱御処置被為在、如僕小蚊虫に而も寢食不安奉案思候、去月朔日御発令ニ而聊降心奉申上候得共、未夕著
 眼一定も難仕、当惑之極奉存居候、何分右御発示御主意にて一統忠勇相励候様振起仕候処、切に遙望仕居申候、浦賀
 其外内外海防要地、此間御転移相成、追々御手当にか可相至、其段ハ難有御儀御坐候、将又乍不珍、糟漬甘鯛二尾進
 献仕、乍例龜薄千万奉恐入候、尚来陽萬可奉申上候、恐惶頓首謹言

臘月廿五日

伊達遠江守宗城 花押

大徳望水府聖太公閣下

侍史中

再敬白、寒力峭料之候、尊体天下之御為御保練奉萬祈候、乍毫尾 御簾中様・当君公へも何分宜敷寒中奉伺御機
 嫌候旨奉願上候、恐々再拜

①南海云々 伊達宗城は、嘉永六年四月二十七日江戸発、五月二十七日宇和島着で帰国、翌七年（安政元）三月三日参府出發ま
 て、宇和島にある。

②花旗船再渡云々 花旗は米国旗、嘉永六年六月三日、米国使節ペリー浦賀に来航、同十二日、明春再来を約して去る。嘉永
 七年二月十六日江戸湾内に再来

③御発令 嘉永六年十一月一日、幕府は海防強化の大号令を発す。これには斉昭らの強硬な攘夷論が影響を与えている。

内容 一、宇和島より、江戸の状況見舞

一、ペリーの再来日の切迫を前に、十一月一日の「大号令」に従って、一致対処すべし

一、浦賀辺の警備の状況を案す

一、糟漬甘鯛二尾進呈

(2) 別紙(1)

密呈

密緘拜呈仕候、寒威凜冽之候御坐候処、先以 閣下倍被為揃、御清福可被為涉、恭奉無疆奉存候、不相替日々御登
宮、御忠謀御乾勤可被為在、難有奉倚頼慕望候、其内 御大城御引移濟云々、御時合御断被仰上候処、先ハ只今迄
通被為在候様にと被 仰出候旨、当今無御閑係事ニ至候ハ、 廟堂御不為ハ勿論、闔国之失人望、天下之有志無志
共解体仕候ハ申上候迄も無御坐、福井・僕杯奉渴望候ハ、今日 閣下御総督且御輔翼萬機細大事御裁断被為在度奉至
願、福井より辰閑へ毎々申居位之处、御断被 仰上候御子細も可有御坐候、畢境ハ御偉謀御忠策御貫達不相成、思召
通不參故と奉遙察、不被為得止御儀と、其所ハ乍憚奉深察候、是非御補翼統督被任候而ハ、幾度御発令御懇諭御坐候
とも、人々忠憤義氣感興仕不申と、見切罷在候、此儀外患よりハ内憂と奉切齒候、辰閑始も其辺之儀最早分りそうな
る事候得共、内奸障防有之候半、君側之奸一洗ハ根本に可有之、何十ヶ所之砲台、数百万之兵員、数千之艦砲御手当
御坐候而も、元師無御坐候時ハ、何之御為にも不相成、冗長此儀 閣下へ申上候而ハ御迷惑と奉存候得共、念々密意
此所ニ付、吐露仕恐入奉存候、福井申合セ前述歎痛之忠意貫徹実事に被行候様、辰閑せめ可申とハ存詰罷在候得共、
墨奴再渡も近寄、憂悶不甞存候儀御坐候

○魯奴、十月廿三日退帆、又本月五日再度と申事、箇・川始此頃最中対談致居候半、何等之奉 命にて参候かは不奉
存候得共、不容易重大之勤ニ御坐候、呈翰も過頃被相下、披閱仕候処、猖狡絶言語候、如何御処置可相成や、唐太
嶋ハ魯奴奪拠故、此度境界相定候ハ、不有我と申様可相成、北門之儀も先年より被 仰上候得共、度外ニ被差置候
故、今日に至如何とも可被成様無御坐候、御洞察通ニ付、此事にても御処置之不宜処に御反求被為在、萬事 明公
へ御委任可有之筈ニ奉存候

○軍艦御免相成、難有早速製造可仕、図面にて伺候様被仰出候間、来春ハ奉伺候半と相合居申候、此一条ハ乍延御引、
 当今一大急務ニ而、猪を見失はくに候得共、矢之無之よりハ宜敷難有奉雀躍候、造作不分明之儀も御坐候間、尚
 追々奉伺度、御国元にて御造立可有御坐候、可相成ハ修業ニ家僕差出度奉存候

○浦賀内海共屯備之侯伯、御転移相成、專御撰人と奉遙察候、松内蔵杯ハ如何仕候ものや、最早此度之人数にて守
 衛ハ不被仰付候や、兼而奉歎願候条件、御否も無御坐候故、僕杯の愚弱者ハ勿論御用に相立候訳ハ無御坐候半、此
 度被仰付候面々、大銃杯ハ如何可有御坐や、心元なく奉存候

○尊藩首罪之大奸結城杯、御寛仁之御沙汰、難有儀奉敬服候、最早此御一挙ニ而、春陽回復、かん気退散仕候様奉存
 候、無上恐賀之至、始而安堵の思ひ仕候、先日ハ大銃數十門御差上相成、誠以恐入奉感敬候

廟堂始諸侯伯にも、先年より覚悟仕居候ハ、、当今如此狼狽ハ仕間敷筋、被察機先候御覚悟真ニ奉恐入候、先ハ右等
 之儀申上度、如此御坐候、恐惶頓首謹言

臘月廿五日

再敬白、本書申上候糟漬甘鯛ハ、海運為仕候故、少々遅延も難測、此段奉申上置候、百拝

①福井ハ越前福井藩主松平慶永

②辰閣ハ京都所司代脇坂安宅（播磨竜野藩主、在任ハ嘉永四・十二・二十一—安政四・八・十一、万延元・十一・二十九まで老
 中）、朝廷側と幕府との連絡役を果す。

③魯奴云々ハロシア使節プチャーチン、軍艦バラルダ号にて、嘉永六年七月十八日長崎に来航、十月二十三日退去。十二月五日
 再度長崎に来航、嘉永七年一月八日一たん去り、同三月二十三日〜二十九日再々来航。

④筒・川ハ西丸留守居筒井肥前守政憲、勘定奉行川路左衛門尉聖謨。目付荒尾土佐守成允・儒者古賀謹一郎（増）とともに、十
 月八日、露使応接掛に任せられ、十月三十日、長崎に向けて江戸を發つ。十二月八日川路、九日筒井、十日荒尾と、順次長

崎に到着、十二月十四日より、応接開始。

⑤唐太島及び境界問題Ⅱブチャーチンは、来日当初から、日露の国境画定を目的としていた。嘉永六年十二月五日の再来航時には、日本側は、千島全島の日本領、カラフトは北緯五〇度線で南北に日露分割、の案を示したが、ロシアはそれに反対、千島はエトロフ（択捉）島以南のみを日本領、カラフトはアニワ港のみを日本領、とする対案を出し、再度離日した。

⑥軍艦御免Ⅱ嘉永六年九月十五日、幕府、大船建造の禁を解く

⑦江戸湾警備の再編Ⅱ嘉永六年十一月十四日、それまでの彦根・川越両藩の相模沿岸、会津・忍両藩の安房・上総沿岸警備に代え、萩・熊本・柳河・岡山・鳥取の諸藩兵の動員を加える。

⑧松内藏Ⅱ岡山藩主池田慶政（内藏頭）、前項の再編成により、安房・上総警備を命ぜられる。

⑨水戸藩大奸結城Ⅱ結城寅寿一派。嘉永六年十月十六日、水戸藩、元家老結城寅寿を禁錮、旗奉行平尾右近、弘道館訓導友部八五郎らを免職とする。

⑩大銃數十門差上Ⅱ嘉永六年十月十八日、徳川斉昭、大砲七四門を献上する

内容 一、斉昭のひんばんな登城と、海防意見開陳の勞を謝す

一、斉昭を「総督」として、挙国一致の体制をとるべし、松平慶永もそれを建言しあり、斉昭の辞退は納得行かず。なお

斉昭は、嘉永六年七月三日、海防参与に任命されているが、十月十九日、その辞任を申し出、慰留されている。松平慶永のこの期の意見開陳については、「昨夢記事」第一卷（『日本史籍協会叢書 昨夢記事 一』）にくわしい。

一、国内の意思統一が緊要で、「奸」の一洗と、砲台・兵員よりも「元師」Ⅱ指導者が必要なり

一、ロシアのカラフト支配等、北方問題が急迫する現状

一、大船建造解禁につき、早速製造準備にかからん

一、江戸湾沿岸警備の再編成の人選、岡山池田家は不安なり

一、水戸藩結城一派の処分、決着を喜ぶ。

一、水戸藩よりの大砲七四門の献上に感激

一、「本紙」（前掲（一））の糟漬甘鯛は、海運のため、少々遅延せん

（3）別紙（2）

副呈

別紙申上候、先頃ハ御返書御委曲被成下、難有奉盥読候、事済候儀ニ付、不奉贅服候、扱小波鶴翁不等千萬身首異所之罪ニテ、極老之密意丈重々乍恐怖、呈覽仕候処、望外寛大之御賞詞被成下、誠以冥加至極難有感服落襟難尽于筆記奉存候旨申出、於私難有奉存候、立論不容易儀にて恐怖至極奉存居候処、不存懸御書下、深々奉萬謝候、最早入地下候とも存残し候儀無御坐とて、難有狩り居申候、此段申上度、草略恐惶頓首

十二月廿五日

内容 一、「小波鶴翁 云々」の筆記呈上のところ賞詞にあずかり、感激す

一、返書中の立論に感激、もはや「地下」入りても心残りなし。

一〇六、安政元年四月 徳川斉昭書翰、伊達宗城宛

* 『御書留(子)・丑・寅・卯・辰(嘉永五ノ安政三)』、同前

今般客路御参賀、尚御礼も相済、愈以御健勝之由、重畳令欣躍候、野子無事、乍慮外御休息可給候、扱々、御土産之數品、遠路被懸芳意、御懇篤之至、令感謝候、尚又、旧年拙作之御軸物、恥入事ニ存候、他後信可申上候、不備

四月

二白、不順之気候、折角御自愛專一奉存候

遠江守殿

水戸

①参府ニ安政元年三月三日宇和島発、三月二十九日江戸着で、伊達宗城参府

内容 一、遠路参府のねぎらい、及び土産受領の謝意

一、齊昭よりは自筆の「軸物」を贈る

一〇七、安政元年四月九日 伊達宗城書翰、徳川齊昭宛

* 「聿修叢書 九下 伊達侯往復書簡」所収

「藍山公記 卷五十五」安政元年四月九日条所引

(一)

謹而拙翰拝呈仕候、兎角不正之候、且東西虜奴出沒、国家多端困厄、廟議不振、有志血涙、切齒解体之時御坐候得共、先以 聖公閣下倍被為揃、御勝常被為在候条、乍憚奉恭賀候、扱当春以来、花旗奴御処置之趣、追々伝承仕、尚又過日松越前守・薩摩守^②へも寛々出会之末、萬縷密話も仕候処、何分にも絶世聖公御卓偉之御公議、御忠策抔も、御信用も無御坐候故、当今之如ク、萬古無比之御恥辱被為受候事ニ相至、誠以申上様も無之、残念千萬存詰、憤痛慨歎之極奉存候、乍然、右様申而可罷在御時体ニも無御坐候へハ、九牛一毛被竭忠義、御宏張ニ被為至処ニハ、是非々々相成候義至望候得共、私ニ而如何様存候共、致方ハ無御坐、只以兼々申上候通、萬国更張、再ハ 皇国神武、耀洋外、衆夷も畏縮、渡来も不仕様相成候儀ハ顕然に御坐候得共、如前述、折角御參謀被為在候而も思召ハ不相互、俗吏苟且姑息之論ニ帰候様ニてハ、無止次第と奉存候処、頃日より御登 嘗も不被為在、憂苦千倍ニ相至申候、定御深遠之御見抜被為在候故之儀と、其処ハ乍憚窃ニ奉恐察候、是迄之通ニてハ不相濟義奉存候間、折角松前(松越前敷)抔とも申談居候儀も御坐候、衷以此姿ニてハ、夷慮云々而已ならず、御維持之程、扱々御案思申上候義ニ而、夜白不安、寢食奉恐入候、右ニ付、愚意申上候へハ、尾公当今甚御憤発被為在、日夜被為竭御忠謀御様子、難有奉感服倚頼候、次ニ松越前被遊御承知候通、忠誠無二ニ存詰候義候へハ、当年御暇不被下置、廟議參謀可相成候ハ、御為可相成と奉存

候故、何分ニも此儀御沙汰被為在度、右私より建白仕候ニ、宜敷閣老ニ可申立と存候、福閣も此間より引込之處、何ぞ考可有御坐事と推察仕、此人此時に引入、退役杯に相成候而ハ、弥増交易通信之四字被差免候処へ、廟議一決可仕、尤此困難之御時合、相当之人にハ無御坐かもしらす候得共、何れ牧閣始^⑤、諸有司ニ被諱候処ハ、少々ハ正論申張候故かも可有之哉奉存候、不可和夷トハ和し、可和閣老始ハ不和、御時合候へハ、萬機も如麻可相成、扱々恐入候儀、残念無量奉痛歎候、此形勢にてハ、艦噸何百萬出来候而も、御基本不相立候故、如何とも不可為事と奉存候、片時も早く 廟堂之御一洗奉渴望外無他事御坐候、參勤御礼申上候末ハ、早速罷出申上度ト存候義御坐候処、当今不被遊御登 宮候故、其儀も難相叶御事と、残念至極奉存候、実ニ乍末去冬十一月朔之重キ 上意^⑥の反古ニ相成候様之儀に相至候而ハ、御信義も憚多く候得共、難被為立事と奉恐入候、定而 廟堂にて不被為得止、血涙なからの御処置ニハ可有御坐候得共、外地より奉傍觀候而ハ、患嫁後人云々議論も相起候事にて御坐候、当今之勢にてハ、実ハ後人をまぢ申間敷かと奉恐入候、先ハ右之苦情陳奏仕度、尚又奉伺 聖慮度、乍例不文誤字杯、乍恐御推覽奉願上候、恐惶誠惶、頓首謹言

四月九日

伊達遠江守

水府聖明大公閣下

密奏

二伸、此時合候得は、別而尊体御保練之程、為 皇州奉謹念候、先頃より呈拙楮奉申上度罷在候処、御多擾可被為在と、差控候所、何分無止御時合ニ相至候間、此書差上候義御坐候、乍恐私義も為東勤、去月廿七日来着仕候故、^⑦任序申上置候、敬白

①花旗奴ニアメリカ合衆国

②松越前守||福井藩主松平慶永、薩摩守||鹿児島藩主島津斉彬

③頃日より登營なし||前年嘉永六年後半、斉昭は連日のように江戸城へ登っているが、安政元年二月六日の登營（幕府和親条約拒否を決める）の後、それが途絶える。建言書は再三提出するが、三月三日の調印後、三月十八日、斉昭は海防参与の辞任を申出る。和親条約調印前、慶永・斉彬は絶対的な攘夷論を捨てている。

④福岡||老中阿部正弘（福山藩主）、和親条約調印後、辞意を表明するが、四月十二日、將軍家定の命で、翻意する。

⑤牧閑||老中牧野備前守忠雅（長岡藩主）、在任天保十四・十一・三||安政四・九・十

⑥去冬十一月朔||嘉永六年十一月一日、米国国書に対する幕府方針、いわゆる「大号令」。「御聞届之有無ハ不申聞、可成丈此方よりは平穩ニ為取計可申候」とし、防備に心を用いる一方、諾否を判然と表明せず、平穩に退去を願う、という消極策である。

⑦去月廿七日来着||伊達宗城の、この年の参府着京は、三月二十九日。

内容 一、ペリー再来後、和親条約調印（於神奈川、安政元年三月三日）など、「廟議不振、有志血涙、切齒解体」なり

一、松平慶永・島津斉彬と密話の機会あるも、斉昭の卓論、忠策等の幕府に容れられざるは残念

一、斉昭の登營少なくなる

一、なお斉昭の「廟議参謀」が不可欠なり

一、福岡（阿部正弘）の退任は、さらに「交易通信」差許しの事態を招き、危険なり

一、廟宮内部の不統一は問題で、その「一洗」をはかるべし

一、和親条約調印は、去年十一月一日の「大号令」に対して、止むを得ざる「血涙の処置」なるべし。しかし、後に憂を
残さん

(2) 別紙

以別啓相願度、花旗奴船ニ相備居ボンベカノン結構、荻信之介^①へ被 仰付、縮形写真御出来相成候由、何卒御用すきに拝借被仰付様、伏而奉至願候、当節、銃丈ハ弊邑ニテ鑄造仕、台も製作可仕と、最早取懸居候半、此度亜奴之銃台甚弁理之趣に付、右ニ改度、家僕も為乗込候得共、半時計之義ニテ、図さへ取得不申、当惑仕候、何分被遊御憐察、

御恩借奉希上候

四月九日

別紙拝呈

① 获信之介水戸藩士、荻清衛門君寛

内容 一、ペリー船のボンベカノン（銃砲）の「縮形写真」を借用致したし

一、それに基き、銃と銃台を製造致したし

一、家僕を米船に乗り込ませたれど、凶も取り得ず、右の借用をまつ

一〇八、安政元年四月十日 徳川斉昭書翰、伊達宗城宛

* 『聿修叢書 九下』所収、但し、同前

「藍山公記 卷五十五」安政元年四月九日条に、前「一〇七」に続いて所引

旧臆念五、孟春初五、仲春廿日、并昨九日、四度之芳墨、其時々披誦いたし候へ共、従前之分御答延引之段、御申訳も無之候、御出府ニ相成候義も、昨日の貴書にて初て承知致候、先以御道中無御滞御出府、御礼も相済候段、令大賀候、扱々高論、逐一御同意至極に候へ共、登 営中存分ニ御答申上候へハ、嫌疑不少、又首を畏れ、尾を畏れ候而認候而ハ、御答申候詮も無之故、自ら把筆ニ懶、かく迄御疎遠ニ打過申候、千萬海恕是祈候、愚拙引籠ニ付、御書中御至念之義、汗顔いたし候、元より罪余之身、所謂敗軍之將、果して分寸之御裨益無之、海防方の案山子ニのミ相成居候而ハ、 將軍家へ奉対恐入候故、不得止御免奉願候事ニ候、御察之通り、当分ハ御面話相成兼候へ共、前件登 営御免ニさへ相成候ハ、委曲面晤ニ吐露可致候也

四月 正陽月十日

水 隠士

遠州殿

二白、旧薦、当春、不相替御国産品々御惠贈、令多謝候、出席、右之御礼も申進候、不尽

①御免願ニ三月十八日、齊昭の海防参与辞職願

内容 一、昨嘉永六年十二月二十五日付（一〇五）、本年正月五日付（所見なし）、二月二十日付（所見なし）、及び四月九

日付（一〇七）の四通への返信

- 一、出府の勞のねざらい
- 一、宗城の危機感に同意
- 一、しかし、和親条約は調印され、「敗軍の將」となり、先に辞職願いを出す
- 一、当分は面談の機会を得ず。登營免許になれば、真情を吐露せん
- 一、国産土産品への礼

一〇九、安政元年四月十日 徳川齊昭書翰、伊達宗城宛

* 『聿修叢書 九下』所収、但し、同前

「藍山公記 卷五十五」安政元年四月九日条に、前「一〇七」・「一〇八」に続いて所引

御別紙薫誦、墨夷船中ニ備置候銃砲雛形之事、承知いたし候、右ハ愚拙も入用故、わさく家来共差遣、為見抜候上、雛形為製候処、漸々昨夜始而一覽、実ハ早速国許右懸りへ遣度候処、折角之御属、外々と違候間、内密御廻し申上候、又々木形ニ為御取にてハ隙取候間、乍自由図面ニも御座候ハ、近々御返しニ致度、尤同志へ秘候訳ハ無之候間、越前・薩州等へ内密御見セニいたし度、右両家へも無沙汰打過申候、宜御致声頼入存候也

四月十日

水隠

遠州殿

徳川齊昭と伊達宗城の——河内

二白、本文雛形凶面ニ為御取のみにてハ御不安心ニ候ハ、何時にても、荻信之介御呼付、御尋有之候へハ、当人目撃の事故、相分り可申候、信之介も神発流ニ候へハ、貴臣ニて神発流初候人の方へ行候振候ハ、嫌疑も有之間敷候歟

内容 一、「二〇七」への、もう一通の返書

一、アメリカ船の大砲ひな型写図併覽の件了承、わざわざ家臣を派してとらせしものなり

一、木型取りは時間がかかる故、凶面に写し、返却致したし

一、越前・薩摩にも内密呈覽に供する所存

一、凶面のみにて不安なれば、荻信之介に尋ねられたし、同人は神発流（十二号「二四」註①）の士なり

一一〇、安政元年四月十五日 伊達宗城書翰、徳川斉昭宛

* 『聿修叢書 九下』所収、但し、同前

「藍山公記 卷五十五」安政元年四月十五日条所引

過十日之尊翰、十一日夕拝受、雪手奉盥読候、不整之候、朝野同景之時御坐候処、先以 閣下倍被為揃、御機嫌能、恭悦無量奉大賀候、然者、当時御引籠被為入候ニ付云々申上相伺候処、段々恐入候、御遜章弥増恐縮奉遺憾候、就中、敗軍之将果して分寸の 御裨益云々ハ恐入候儀ニて、追々申上候通り、如何体 聖慮被為在候而、不被施行故ニ而、必竟 御信任薄キ故ニ而、 閣下之御仕落に無御坐段ハ、晴天白日之如く奉存候、将又云々不被得止御免之御願も被差出候旨、当今乍憚興廢治乱の機ニ当り、右様御断相成候段、 御胸裡之程ハ深々奉恐察、御痛憤之極と奉存候、且公儀にて申上候而も 聖公御一身様之御進退ニ而、当今之見定も付候儀ニ奉存候得ハ、容易ニ如御願にも不相成と奉察候、其内又是迄之通之振合にて、御参謀者名計故、不被遊御安心段も、甚敬服仕申候、此儀ハ、当節種々福井・

サツ杯と密議仕候儀にて、追々何等と不相成候ハ、実以大事去んと奉恐懼、憂悶候、尚御敷き申上候儀も可有御坐と奉存候儀にも、此時分陰ニハ無御坐候由、陰も早く萬端云々と奉存候得共、荏苒に当惑仕候、扱又旧冬より追々奉呈拙牘候処、段々御返事御延引被遊れ候よしにて、御委曲御教示之趣、奉恐入候、御把筆云々、折角左様可被為在と奉存候間、可相成呈翰も差扣、何事も申上間敷と奉存候而も、相認候内に、われく冗長之呈文相成、毎度奉恐入候、私義参府仕候ニ付、不存寄蒙御尋難有奉存候、いまた御礼も不申上、廿日後にも可相成旨、右ニ付、有志参会杯も不相叶、当惑仕候、扱此両品極而不礼と奉恐入候得共、持越候ニ付、御内々進献仕度、御叱留被成下候ハ、幸甚奉存候、恐惶敬白

四月望日当賀

宗城 百拜

宇宙頼望水府聖太公閣下

①十日之尊翰「一〇八」及び「一〇九」の斉昭書状

内容 一、「一〇八」・「一〇九」の斉昭書状への返書

一、退任せし斉昭は「晴天白日」なり。

一、今後も、福井（松平慶永）・サツ（島津斉彬）等と密議を続けるが肝要

一、二品を進呈

（安政元年分未完）

（附記）本稿は、「昭和五十三〜五十四年度文部省科学研究費総合研究(A)」による研究成果の一部である。なお、次回で、安政元年分の残りから、安政五年七月の徳川斉昭「急度慎」、同十一月の伊達宗城致仕までの、往復書翰を終える予定である。

（一九八三・十・十六）